養育費確保支援事業

養育費の取り決めは、**こどもの将来**のための**親の義務**です

離婚によってひとり親となられる方のために、養育費に関する公正証書などの作成経費や養育費保証契約の**本人負担額を助成**します。（公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日から**６か月以内**に申請が必要です）

１．公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用等を助成します。

対象経費

・公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ対象となります）
・家庭裁判所の調停の申し立てや裁判に要した収入印紙代（養育費に関する部分のみ対象となります）
・添付書類のうち戸籍謄本や住民票の写し等の公的書類の取得費用

助成額

対象経費の全額、上限５万円　※ただし１人１回限り

対象者

佐賀市内に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

ア　養育費の取決めに係る経費を負担したこと
イ　養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判書等）を有していること
ウ　養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
エ　過去に養育費の取り決めの対象となる児童に係る公正証書等作成支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等から補助金、給付金等を交付されていないこと

2．養育費保証支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回本人負担費用（保証料）を助成します。

対象経費

・養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

助成額

対象経費の全額、上限５万円　※ただし１人１回限り

対象者

佐賀市内に居住し、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方

ア　養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判書等）を有していること
イ　養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
ウ　保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結していること
エ　過去に養育費の取り決めの対象となる児童に係る養育費保証支援の助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていないこと

申請に必要な書類など、詳しくはホームページをご覧ください。
佐賀市こども家庭センター（こども家庭課　ひとり親支援係）

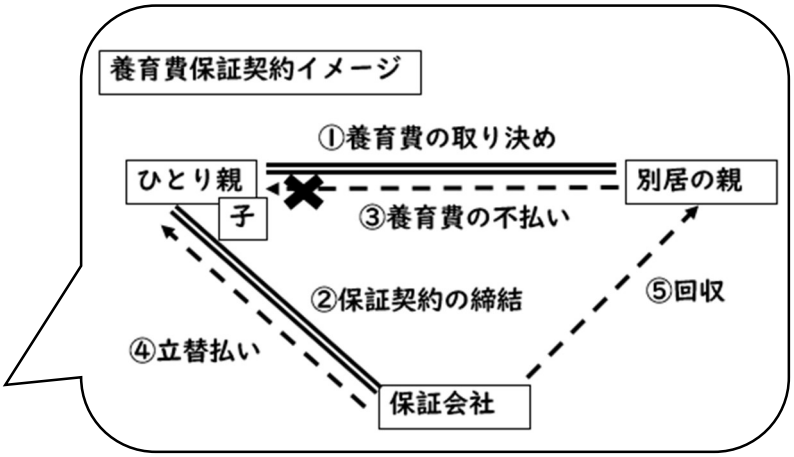
養　育　費

- 両親は、未成年のこどもに対して、こどもを養育する義務（扶養義務）を負っています。
  このことは、両親が離婚しても変わりません。
- この扶養義務があるため、離婚後、こどもを引き取って監護・養育する親に対して、他方の親は
  こどもの養育に必要な費用（養育費）を支払わなければなりません。
- 養育費を支払う側の親に経済力がなかったり、支払う意思がないからとの理由で、
  支払い義務を免れるものではありません。
- たとえ両親が離婚したとしても、こどもは両方の親から愛され、扶養してもらう権利があります。
  こどもの将来を最優先に考えてあげてください。

離 婚 公 正 証 書

- 公正証書は、公証役場の公証人が作成する公的な文書です。
  裁判所の確定判決や調停調書などと同じ効力があります。
- そのため、養育費について公正証書を作成しておけば、養育費が支払われなくなったときに、
  改めて裁判を起こすことなく強制執行（資産の差押えなど）の手続ができます。
- 公正証書は、当事者の合意のもとに作成されますので、まずは公正証書にどのような内容を
  盛り込むのかお互いに話し合ってみてください。
- 作成手順など手続きの進め方でわからないことは、公証役場に御相談ください（相談は無料です）。

【佐賀公証人合同役場】
住所：　佐賀市駅前中央一丁目５番 10 号
（朝日生命ビル７階）
電話：　0952-22-4387



養 育 費 保 証 契 約

- 養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、
  養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに
  保証会社から立替払いを受けることができます。
- 保証会社は、立替払い分を、支払う側の親から回収します。
- 詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

ご相談・お問い合わせ先
佐賀市こども家庭センター
（こども家庭課　ひとり親支援係）
電話　０９５２―４０―７２５４
住所　佐賀市栄町１番１号（本庁１階　５８番窓口）